

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県北部老人福祉総合エリア	設置年	平成 11 年
所在地	大館市十二所字平内新田237-1		
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団		
県所管課	長寿社会	課 調整・長寿社会推進	チーム

1 施設の概要

設置目的	利用者一人一人が、豊かで安らぎのある自分らしいライフステージを築けるようサポートするとともに、地域・世代間交流、健康増進、生きがいづくりの拠点として、多様なサービスを提供する。								
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標 なし								
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための なし								
施設の面積	敷地面積100,895㎡、延床面積7,327㎡								
主な設置施設	コミュニティセンター、屋内運動広場、温室、テニスコート、多目的広場 等								
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）							
	料金設定	別添料金表のとおり							
	サウンディング実施対象施設※	○							
	指定期間	R3.4.1 ～ R8.3.31							
	営業期間・時間	・休館日／毎週月曜日 ・開館時間／午前9時～							
	①使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③施設の利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務								
自主事業の内容	①スポーツ大会 ②各種趣味・創作教室及び健康づくり教室								
直近3年の年間利用者数	R4	43,576	人	R5	60,501	人	R6	65,452	人
直近3年の年間利用収入	R4	17,452	千円	R5	20,618	千円	R6	22,016	千円
直近5年の収支決算(単位:千円)			R2	R3	R4	R5	R6		
収入 計			130,263	126,984	130,410	133,040	138,939		
利用料金収入			11,880	13,241	17,452	20,618	22,016		
指定管理料			117,780	113,207	112,350	111,506	110,674		
その他収入			603	536	608	916	6,249		
支出 計			127,571	121,165	130,833	130,694	141,171		
人件費			58,913	50,092	51,930	51,525	53,889		
光熱水費			23,706	29,430	34,438	34,536	37,991		
修繕費			3,897	2,900	2,699	4,686	3,778		
外部委託費			20,312	19,520	19,556	19,052	22,915		
その他経費			20,743	19,223	22,210	20,895	22,598		
差 引			2,692	5,819	▲ 423	2,346	▲ 2,232		

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	利用者数 58,306人
--------------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	65,452	達成率	112.3%	
	具体的な 取組と その効果	新たな割引企画を行ったり、25周年記念祭等の各種イベントを開催し、顧客の満足度を高めることにより、新規顧客及びリピーター増加に繋がった。また、地方紙へイベントや各種教室開催の広告掲載を行ったほか、SNSを使用した広報活動を行い、顧客獲得を図った。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	49,013	52,514	50,269	
	実績	44,465	43,576	60,501	
	達成率	90.7%	83.0%	120.4%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	利用者数 68,329人			
	設定根拠	令和6年度利用者実績値(R5.4～12)を基に設定した。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ>の評価

評価 欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	地域・世代間交流事業や健康増進・生きがいづくりの拠点として様々な事業を計画・実施することが出来た。また、新規顧客の獲得の為、お客様に楽しんでいただけたイベントやSNSを活用した広報活動を実施した。
	県 (所管課)	A	新しい企画の実施や様々な媒体での宣伝など新規顧客獲得のための取り組みを行い、目標達成率が112.3%となったことは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	82.5%		
	具体的な 取組と その効果	利用者アンケートの結果を参考に環境整備を行った。対応困難なものに関しては次年度以降の課題にもなっているが、現段階の対応に関しては概ね利用者からの好評を得ている。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	85.8%	84.9%	85.5%	

＜観点Ⅱ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	A	利用者アンケート結果を参考に、環境整備等の対応を図ってきたが、昨年度の満足度を超えることが出来なかった。 職員の資質向上は基よりハード面の保全に注力し、満足度向上を目指す。
	県 (所管課)	A	利用者満足度について、昨年度より下がってはいるものの高水準を維持しており、アンケート結果を基に向上に取り組んでいることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	昨年度と比較して、利用者数の増及び寒冬だったが、燃料・水道の使用量は微増、電気使用量に関しては5.2%の減となった。
	具体的な 取組と その効果	館内の温度管理に努めたが、金額的には前年度比で燃料費12.2%、電気料は10%の増となった。また、外部委託費の契約で軒並み増額契約となり、前年度比約20%の実績増となった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	利用料収入が前年比で6.8%、金額ベースでは1,398千円の増となった。
	具体的な 取組と その効果	新たな割引等の企画・25周年記念祭等の各種イベント・各種媒体での広報活動の効果で、前年度比で有料利用者9.4%増加し、利用料収入の増収につながった。

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	収入は、利用料収入の増、「臨時支援事業費補助金」により収入全体では前年度比4.4%の増収となった。経費については、極力低廉且つ品質の良いものの購入に努めてきたが、最低賃金の大幅な引上げ・各支出項目の値上げの影響は避けられず、前年度比8%の増となった。
	県 (所管課)	B	新たな企画の実施や広報活動等により有料利用者を6.8%増加させたことや、水光熱費の使用量を抑えようと努めていることについては評価できる。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	○人員配置 施設の管理運営に必要な人員配置で、サービス提供への支障は生じていない。 ○職員の資質向上 業務に即した研修を積極的に受講した。 ○地域や関係団体等との連携 フレイル予防等を目的とした健康体操教室を隣接する地域包括支援センターと共同で通年で開催したほか、世代間交流事業や各種イベントへの参加を通し連携に努めた。 ○安全対策 施設の日常点検や定期点検にて、必要に応じた修繕や補修を行い、利用者が常に安全に利用できる状態を維持した。 ○危機管理等 災害防止マニュアル、BCPを整備し年2回の避難訓練を実施したほか、緊急時連絡体制を整備している。
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告の記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。
	県 (所管課)	A	指定管理業務について、実績報告のとおり適正に実施されている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)
県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)

地域・世代間交流や生きがいつくりの拠点として、子どもからお年寄りまで様々な年齢層に利用されており、利用者の健康増進及び生きがいつくりの創出に寄与している。

○施設運営の課題

建設から26年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。

○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)

施設の安定運営に必要な修繕を実施しながら、利用者の増加を目指す。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上で公表する。

評価(提言)

○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)

○県の施策達成に向けた施設運営について

(県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針

指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)

県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者（施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）
県所管課（県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載）

秋田県北部老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

秋田県北部老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対し、健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するため、秋田県北部老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を大館市十二所字平内新田二百三十七番地の一に設置する。

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール、茶室、文芸室、陶芸室、木工室、料理室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場
- 三 テニスコート

(平二六条例四三・全改)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行するときに徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

- 2 前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってエリアの管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第十条 第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設を使用す

る者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、[第四条](#)から[第六条](#)までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、[前項](#)の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、[同項](#)の承認をしなければならない。

一 [別表](#)の規定を基準として定められていること。

二 [第八条第一項各号](#)に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、[第一項](#)の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、[第一項](#)の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰ることができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、[次項](#)の規定は、公布の日から施行する。

2 [第十一条](#)の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成一八年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四三号)抄

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平一八条例一四・平二六条例四三・平二八条例三七・平三一条例一四・一部改正)

一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区分		使用料の額
会議室		一時間につき 一、三六〇円
研修室		一時間につき 一、五七〇円
視聴覚室		一時間につき 一、五七〇円
多目的ホール		一時間につき 二、六二〇円
茶室		一時間につき 九〇〇円
文芸室		一時間につき 一、三六〇円
陶芸室		一時間につき 一、五七〇円
木工室		一時間につき 一、五七〇円
料理室		一時間につき 一、五七〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一五〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、三一〇円

一般

一人一泊につき 三、一四〇円

備考

- 一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 四 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(二) 設備使用料

区分	使用料の額(一式一回につき)
スライド用映写機	六一〇円
オーバーヘッドプロジェクター	六一〇円
プロジェクター	六一〇円
ビデオテープレコーダー	六一〇円

(三) 休憩使用料

区分		使用料の額
小学校児童		一人一回につき 三一〇円
一般		一人一回につき 六三〇円
回数券(六回券)	小学校児童	一、五七〇円
	一般	三、一四〇円

備考 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

二 屋内運動広場及びテニスコート

区分	使用料の額
屋内運動広場	一面一時間につき 四五〇円
テニスコート	一面一時間につき 四五〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。